⑷　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑸　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　特定ＪＶを構成する場合においては、以下に掲げる事項を全て満たしていること。

①　特定ＪＶ全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　特定ＪＶ全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　特定ＪＶ全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑺　異工種ＪＶを構成する場合においては、以下に掲げる事項を全て満たしていること。

①　異工種ＪＶ全ての構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　異工種ＪＶ全ての構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　同一工種に複数の構成員がいる場合は、その工種ごとに全ての構成員が均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　異工種ＪＶの代表者は、構成員において決定されたものとすること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼　各工種を担当する者が、同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が令和２年度及び令和３年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術提案書等に関する事項

⑴　技術提案書等作成説明会

技術提案書、技術提案に係る直接工事費及び申請書等の作成説明会（以下「作成説明会」という。）を次の要領で行う。

①　日時：令和４年８月２日（火）午後３時30分から午後５時30分まで

②　場所：〒101―0054 東京都千代田区神田錦町２－２－１　ＫＡＮＤＡ　ＳＱＵＡＲＥ　３階　ＳＱＵＡＲＥ　ＣＯＮＦＥＲＥＮＣＥ（対面による場合）

③　実施方法：対面又はＷＥＢ会議

④　参加申込方法：作成説明会に参加を希望する場合は、書面を申込先へ持参、郵送又は電送することにより申し込むものとする。

⑤　申込期間：令和４年７月28日（木）から令和４年８月１日（月）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時までの正午から午後１時までの時間を除いた時間。ただし、８月１日（月）においては、正午までとする。郵送による申込みの受領期限は、令和４年７月29日（金）必着とする。

⑥　申込先：首都高速道路株式会社　更新・建設局　日本橋プロジェクト設計課
〒101―0054 東京都千代田区神田錦町２－２－１（ＫＡＮＤＡ　ＳＱＵＡＲＥ　17階）
ＴＥＬ：03―6803―3750
ＦＡＸ：03―6803―3757
e-mail：nihonbashi-press@shutoko.jp

作成説明会において、入札説明書、調査・設計業務請負契約書（案）、工事請負契約書（案）、調査・設計業務請負現場説明書、工事請負現場説明書、金額を記載しない設計書、基本条件図書、特記仕様書、計画概要書は配布しない。参加者は持参のこと。

⑵　技術提案書等の提出

技術提案書の作成に当たっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により技術提案書、及び技術提案に係る直接工事費を提出すること。なお、技術提案書（⑷の修正技術提案書及び⑹の最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。なお、技術提案に係る直接工事費については、必要に応じて、技術ヒアリング時に内訳書の提出を求める場合がある。

⑶　技術ヒアリング

提出された技術提案書、及び技術提案に係る直接工事費を踏まえ、技術ヒアリングを実施する。

技術ヒアリングは、技術提案内容及び前提条件、適用条件、検証内容等の確認を行う。また、ＩＣＴ活用施工等に関する提案を行う場合は、施工計画について確認を行う。

技術ヒアリングを通じて、競争参加者に提案を改善する機会を設ける。

発注者より技術提案及び技術提案に係る直接工事費が不適切とされたものについては改善の機会を与えるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。

なお、特定の者が有利になるような指示や、一方の技術提案を他社の技術提案に利用し、他社が有利となる契約条件を引き出す誘導、指示などは行わない。

⑷　修正技術提案書等の提出

技術ヒアリングの結果を反映させた修正技術提案書及び技術提案に係る修正直接工事費を提出すること。

⑸　概算工費内訳書の提出

実施設計契約締結後60日以内に、概算工費内訳書を提出すること。提出場所は８⑴と同じとする。また、郵送により提出する場合の受付期限は実施設計契約締結後59日以内とし、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。郵送先は８⑴と同じとする。なお、提出に当たっては、事前に担当課までその旨連絡すること。

⑹　最終技術提案書等の提出

価格等ヒアリングの後、実施設計の結果を反映させた最終技術提案書、及び最終詳細工事費内訳書の提出を求める。なお、最終詳細工事費内訳書の内容が価格等ヒアリングと大幅に異なる場合は、最終詳細工事費内訳書の再提出を求める場合がある。

⑺　技術提案書の評価

１次評価（修正技術提案書）の技術提案評価項目は以下のとおりである。

１）施工関連

⑴　4005～4008仮受け橋脚・基礎、迂回路橋脚・基礎及び1633仮受け橋脚・基礎

①　河川への配慮及び狭隘な施工ヤードでの工夫

②　後工程への配慮

⑵　更新線上部工の架設

③　高速本線交通及び河川への配慮

⑶　迂回部における接続構造

④　既設橋梁の負担軽減及び高速本線交通への配慮

⑷　４車線３箱桁橋の２車線分割構造（向19―20～向25―26）

⑤　工程遵守及び高速本線交通への配慮

２）SDGs関連

⑸　カーボンニュートラルへの取組

⑥　環境への配慮

⑹　生産性向上への取組

⑦　i-Constructionの推進